

一般貨物自動車運送事業

(特別積合せ貨物運送を除く)

経営許可申請書作成の手引

一般貨物自動車運送事業の許可は、貨物自動車運送事業法第6条の許可基準並びに四国運輸局において示している「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請書事案の処理方針について」（公示基準）の要件に適合していることが必要です。

許可申請書の記載事項及び添付書類は、「貨物自動車運送事業法第4条」・「貨物自動車運送事業法施行規則第2条・第3条」に規定されています。

この手引は、四国運輸局管内において許可申請する場合に作成したものであります。

平成15年 4月 1日

四国運輸局 自動車交通部 貨物課

〒 760-0068

住 所 高松市松島町1丁目17-33
高松第二地方合同庁舎1階

電話番号 (087) 835-6365

一般貨物自動車運送事業 経営許可申請様式

申請書作成にあたっての注意事項

○提出先及び提出部数

- ① 提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局です。
- ② 提出部数は、四国運輸局長あてに2部
(申請者は、申請者用として別に一部)

○申請書様式

申請書は、A4判縦、横書、左とじ（袋とじ不可）としてください。

※ 許可申請書及び運輸開始届出書に記載された事業者の名称、所在地、代表者の氏名、連絡先、営業所の位置、営業所別配置車両数、運輸開始の日等の情報については、貨物自動車運送事業法の目的の範囲内で、社会保険等関係機関に提供することがあります。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請書

(特別積合せ貨物運送を除く)

四国運輸局長 殿	申請年月日	平成 年 月 日
フリガナ		
申請者名		
代表者名	連絡担当者	
郵便番号	〒	電話番号 ()
申請者住所		

事業計画		特別積合せ貨物運送		する・しない						
主たる事務所	名称	郵便番号	〒	電話番号	()					
	位置									
事業種別	一般・霊きゆう	資本金	千円	決算期日	/ /					
条件										
利用運送事業	する・しない									
営業所	名称	営業所	郵便番号	〒	電話番号 ()					
	位置									
休憩・睡眠施設	位置			収容能力	m ²					
自動車車庫	No	位置			収容能力	道路幅員				
	1				m ²	m				
	2				m ²	m				
	3				m ²	m				
事業用自動車の種別及び種別ごとの数	普通自動車				霊柩自動車					
	普通	小型	けん引	被けん引	合計	宮型	洋型	バン型	バス型	合計

(官庁使用欄)

支局 受付印	本局 受付印
--------	--------

受付No. ()

都市計画法照会 有・無

平成 年 月 日 (No.)

処理予定期間 平成 年 月 日迄

補正期間 平成 年 月 日

~ 平成 年 月 日

(日間)

貨物自動車利用運送事業						
営業所	名称	営業所	郵便番号	〒	電話番号	()
	位置					
業務の範囲	一般事業・宅配便事業・その他					
保管施設の概要	位置					
	規模	.	m ²	構造等		
利用する運送を行う実運送事業者の概要						
事業者名						
住所						
事業の種類						
事業者名						
住所						
事業の種類						
事業者名						
住所						
事業の種類						

< 作成にあたっての留意点 >

1. 申請者の概要欄（申請書上段）の記載について

(1) 申請者名・代表者名

法人の場合は商号（法人名）及びその代表者名（設立法人の場合は設立発起人等の氏名）を、個人の場合は氏名のみを記入してください。

(2) 申請者住所

既存法人の場合は登記簿謄本上の本店所在地を、設立法人の場合は定款上の本店所在地を、個人の場合は住民票上の住所を記入してください。

2. 事業計画欄（申請書下段）の記載について

(1) 主たる事務所

主たる事務所の位置は、住所（法人にあっては登記上の本店所在地、個人にあっては住民票上の住所）と同一である必要はありません。通常営業所が一カ所の場合は、主たる事務所と営業所は同一ですが、営業所とは別に運送事業の経営管理を行う場所がある場合は、その場所が主たる事務所の位置となります。

(2) 事業種別

計画している事業内容にそって、霊きゆう運送を行う場合は「霊きゆう」に、その他は「一般」に○印をしてください。

(3) 資本金・決算期日

申請者が法人の場合のみ記入してください。

(4) 条件

一般廃棄物運送または霊きゆうの申請の場合のみ、「一般廃棄物運送に限る」または「霊きゆうの運送に限る」と記入してください。

(5) 貨物自動車利用運送事業

「する」とした場合には、申請書2枚目の貨物自動車利用運送事業欄を記入してください。

(6) 営業所

名称は一般的に営業所が一カ所であれば本社（個人の場合は本店）営業所と記入することとなります。

(7) 休憩・睡眠施設

原則として、営業所又は車庫に併設することが必要です。

(8) 自動車車庫

① 原則として、営業所に併設することが必要ですが、併設できない場合、営業所と車庫の距離は5km以内でなければなりません。

② 計画する事業用自動車の全てが収容できなければなりません。

※計画車両の最大積載量に基づく、必要面積は下記の値を目安にしてください。

イ) 7.5t超・38㎡ ロ) 7.5t迄・28㎡ ハ) 2tロング・20㎡ ニ) 2t迄・15㎡

③ 道路幅員

車庫前面道路について、道路幅員証明書を基に記入してください。

(9) 事業用自動車の種別及び種別ごとの数

① 種別とは普通自動車又は霊きゆう自動車の別をいい、霊きゆうの申請は霊きゆう自動車の欄に、その他は普通自動車の欄に記入してください。

② 普通自動車で、計画車両にけん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車1両と被けん引車1両一対を1両と算定します。

③ 車両の大きさ、構造等は輸送する貨物に対して適切なものであることが必要です。

※ 営業所2カ所以上で申請する等、この様式では書ききれない場合には、用紙を追加してください。

添 付 書 類 (目 次)

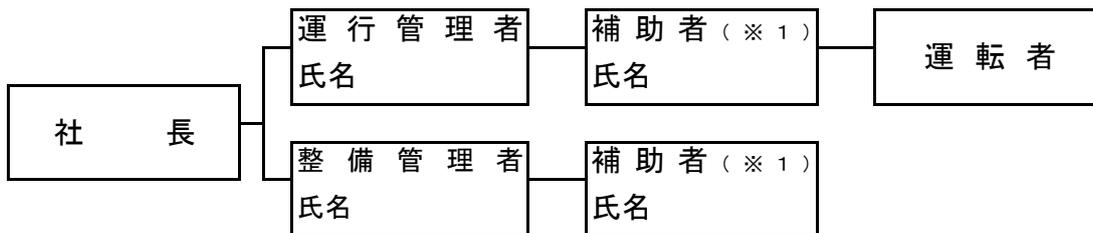
1. 事業用自動車の運行管理等の体制を記載した書類(様式 1の1~1の2) -----
2. 事業の開始に要する資金及び調達方法を記載した書類(様式 2) -----
3. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類
イ. 施設の案内図、見取図、平面(求積)図 -----
ロ. 都市計画法等関係法令に抵触しないことの書面(宣誓書……様式 3) -----
ハ. 用途地域証明書(様式 4) -----
ニ. 施設の使用権限を証する書面
 自己所有……不動産登記簿謄本等 -----
 借入……賃貸借契約書等 -----
ホ. 車庫前面道路の道路幅員証明書(様式 5) -----
ヘ. 計画する事業用自動車の使用権原を証する書面
 車両購入……売買契約書又は売渡承諾書等 -----
 リース……自動車リース契約書 -----
 自己所有……自動車検査証(写) -----
4. 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
イ. 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本 -----
ロ. 申請時点での申請者の預貯金口座残高証明書等 -----
ハ. 最近の事業年度における貸借対照表 -----
ニ. 役員又は社員の名簿及び履歴書 -----
5. 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
イ. 定款(商法(明治32年法律第48号)第167条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款)又は寄付行為の謄本 -----
ロ. 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書 -----
ハ. 設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類 -----
6. 個人にあっては、次に掲げる書類
イ. 資産目録 -----
ロ. 戸籍謄本 -----
ハ. 履歴書 -----
7. 法第5条(欠格事由)各号のいずれにも該当しない旨を証する書類(様式 6) -----

<作成にあたっての留意点>

1. 申請書の次に添付書類を綴じていく際に、この目次の順番に従ってください。
2. 目次の4. 5. 6. については、該当する項目の書類を添付してください。
3. 1~7のうち、添付した書類について確認の上、口欄にレ印を入れてください。

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名：
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み() (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定(平成 年 月 日までに確保予定) ・勤務時間 (時 分～ 時 分) } (※3) ・休日 (日/月)
運行管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み() (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定(平成 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み() (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定(平成 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み() <input type="checkbox"/> 確保予定(平成 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)
その他従業員	人	

(※1)補助者を選任するときは記載する。(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3)運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5)道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修終了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

○ アルコール検知器の配備計画

設置型： _____ 台 ・ 携行型： _____ 台

○ 日常点検計画

日常点検場所： _____ ・ 日常点検の実施者： _____

○ 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)

_____ Km

○ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

連絡方法： _____

□ 点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

・ 営業所と車庫間の運行管理者(補助者)の移動手段及び所要時分

移動手段： _____

所要時分： _____ 分

- ・ 車庫における運行管理者(補助者)の駐在時間
 出庫時(時から 時まで)
 帰庫時(時から 時まで)

点呼実施場所が営業所の場合 (※併設されていない場合のみ記入)

- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
 移動手段 : _____
 所要時分 : _____ 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育(※6)及び事故処理等の体制

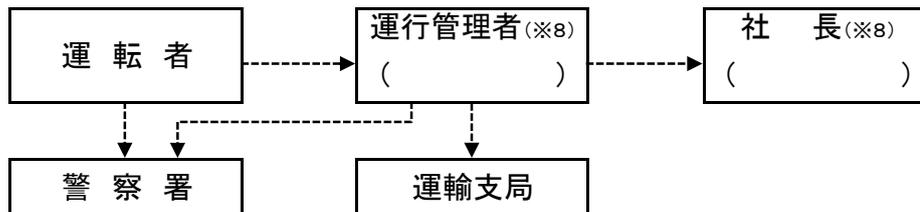
○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有 (実施時期 (※7) ; _____ 箇月以内) ・ 無
- ・ 特定の運転者(事故惹起、初任、高齢)に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 有 ・ 該当無し

○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有 (実施時期 (※7) ; _____ 箇月以内) ・ 無
- ・ 積載量確認方法
 計量器による ・ 運送依頼票による

○ 事故処理連絡体制



(※6) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」(平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号)

(※7) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会を実施するまでの月数を記載。

(※8) ()内に連絡先の電話番号を記載する。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名: _____ (役職等: _____)

苦情処理担当者 氏名: _____ (役職等: _____)

○ 適用する運送約款

- ① 運輸省告示第575号(平成2年11月22日)による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ② 運輸省告示第577号(平成2年11月22日)による標準引越運送約款を適用する。
- ③ 国土交通省告示第1047号(平成18年8月31日)による標準霊きゆう運送約款を適用する。
- ④ 上記以外の運送約款を設定する。

- ・ 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

様式1の2

確保人数： _____ 人 ・ 確保予定人員： _____ 人

- ・ 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無 有 ・ 無）

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当り の拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当り の乗務日数	運転時間			休憩時間 勤務と勤務の間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

事業開始に要する資金及び調達方法

1. 事業開始に要する資金

単位：円

項 目	金 額	明 細
人 件 費		
役 員 報 酬		月額 円×2ヶ月分
給 与		
運 転 手		人×月額 円×2ヶ月分
運 行 管 理 者		人×月額 円×2ヶ月分
整 備 管 理 者		人×月額 円×2ヶ月分
事 務 員		人×月額 円×2ヶ月分
そ の 他		人×月額 円×2ヶ月分
手 当		
運 転 手		人×月額 円×2ヶ月分
運 行 管 理 者		人×月額 円×2ヶ月分
整 備 管 理 者		人×月額 円×2ヶ月分
事 務 員		人×月額 円×2ヶ月分
そ の 他		人×月額 円×2ヶ月分
賞 与		給与月額×1回給与の ヶ月分×支給回数 回×1/6
法 定 福 利 費		
健 康 保 険 料		(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000+賞与×事業主負担率 /1000
厚 生 年 金 保 険 料		(役員報酬+給与+手当)×事業主負担率 /1000+賞与×事業主負担率 /1000
雇 用 保 険 料		(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000
労 災 保 険 料		(給与+手当+賞与)×事業主負担率 /1000
厚 生 福 利 費		給与、手当、賞与の2%を見込む
燃 料 費		月間総走行キロ km÷リットル当たり走行キロ km×当たり単価 円×2ヶ月分
油 脂 費		燃料費の3%を見込む
修 繕 費		
外 注 修 繕 費		1両月額 円×2ヶ月分× 両
自 家 修 繕 ・ 部 品 費		1両月額 円×2ヶ月分× 両
タ イ ヤ チ ュ ー ブ 費		月間 本使用×本 円×2ヶ月分
車 両 費		
購 入 費		分割の場合頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格
リ ー ス 料		リース料の6ヶ月分
施 設 購 入 ・ 使 用 料		土地、建物の購入費(分割の場合頭金及び6ヶ月分の割賦金。ただし、一括払いの場合は取得価格)又は賃借料の6ヶ月分
什 器 ・ 整 備 費		取得価格
施 設 賦 課 税		別掲(自動車税及び自動車重量税の1年分、自動車取得税)
保 険 料		別掲(自賠責保険、任意保険の1年分)
登 録 免 許 税		
そ の 他		旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分
合 計		事業開始に要する資金の合計
自 己 資 金 額		2. による自己資金の合計

(2) 事業用自動車の保険料・施設賦課税等内訳

車両積載量	車両総重量	取得価格	自動車税	重量税	取得税	自賠責保険	任意保険
合 計							

2. 資金の調達方法および調達資金の挙証

項 目	申請事業充当額
預 貯 金 額	
そ の 他 流 動 資 産 額 (内 税 金 額)	()
そ の 他	
調達資金合計(自己資金額)	

< 作成にあたっての留意点 >

1. 所要資金の見積りが適切なものであることが必要です。

- (1) 営業所・車庫及び休憩・睡眠施設等の事業用施設に係る土地、建物の取得費又は賃借料については、取得の場合は取得価格、賃借の場合は6ヶ月分の賃借料及び敷金等を計上してください。
- (2) 車両費については、車両購入の場合と自動車リースの場合の、2種類のケースがありますから、それぞれ項目を分けて計上してください。
分割購入の場合は頭金及び6ヶ月分の割賦金、一括購入の場合は取得価格。ただし、既に所有している車両については、取得価格から除くことができます。
リース契約の場合はリース料の6ヶ月分を計上してください。リース車両で、リース料に保険料・賦課税等が含まれている場合には、別途計上する必要はありません。
消費税は、購入・リースに係わらず自動車の保有に必要な額の合計を計上してください。
- (3) 自動車重量税、自動車税、自動車取得税、自賠責保険及び任意保険については、それぞれ中表の「事業用自動車の保険料・施設賦課税等内訳」の合計額を計上してください(取得税は購入車両にかかるものです。)
なお、加入すべき任意保険は、被害者1名につき無制限のものにしてください。
また、危険物の輸送に使用する事業用自動車については、当該輸送に対応する保険の1カ年分の保険料に「任意保険料」を加算して計上してください。
自動車重量税、自動車税、自賠責保険及び任意保険は、全車両の1カ年分を計上してください。

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証欄は次により記入してください。

(1) 預貯金額

預貯金のうち運送事業の資金とする金額を記載してください。

預貯金額については、申請日時点及び許可までの適宜の時点での残高証明書等の(提示又は)写しをご提出いただきます。(提出時期は別途ご連絡いたします。)

(2) その他流動資産

預貯金以外のその他流動資産により資金を調達する場合は、その他流動資産の内、運送事業の資金とする金額を記載してください。

この場合、申請日時点での見込み貸借対照表等の提出が必要となります。

3. 調達資金合計額(自己資金額)が所要資金総額以上となっており、かつ、申請日から許可日までの間、常時、調達資金合計額以上の資金が確保されている必要があります。

四国運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、休憩・睡眠施設及び車庫について、都市計画法等関係法令には抵触しないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

印

四国運輸局長 殿

宣 誓 書

私は、貨物自動車運送事業法第5条各号に規定する欠格事由には該当しないことを宣誓致します。

また、貨物自動車運送事業法及び道路運送法違反により、申請日前3ヶ月（悪質な違反については6ヶ月）に、自動車その他輸送施設の使用停止以上の処分または使用制限（禁止）の処分を受けておりません。

なお、この宣誓書が事実と相違した場合には、いかなる処分を受けても異議申し立て致しません。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

用途地域等証明願

平成 年 月 日

殿

申請者 住所
氏名

印

下記事項について四国運輸局へ提出する必要があるので証明願います。

記

営業所 位置
自動車車庫 の 地番

都市計画法第5条、第7条及び第8条に定める区域及び地域
(該当する所を○で囲む)

- 1. 都市計画区域
 - A. 市街化区域
 - (1) 第1種低層住居専用地域
 - (2) 第2種低層住居専用地域
 - (3) 第1種中高層住居専用地域
 - (4) 第2種中高層住居専用地域
 - (5) 第1種住居地域
 - (6) 第2種住居地域
 - (7) 準住居地域
 - (8) 近隣商業地域
 - (9) 商業地域
 - (10) 準工業地域
 - (11) 工業地域
 - (12) 工業専用地域
 - B. 市街化調整区域
 - C. 該当なし
- 2. 都市計画区域外

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

印

道路幅員証明願

平成 年 月 日

(道路管理者等)

殿 住所
申請者 氏名 印

下記事項について、四国運輸局へ提出する必要があるので証明願います。

記

自動車車庫の位置		
出入路	路線名	
	区間	
道路の幅員		
車両制限令第5条又は第6条に定める道路の区分（該当する道路を○で囲むこと）		
市街地区域内の道路	一般市街地道路	通常の道路 （第5条第2項） <input type="checkbox"/>
		市街地区域内極少指定道路又 一方通行とされている道路 （第5条第1項） <input type="checkbox"/>
	歩行者が多くて 歩道のない駅前、 繁華街道路	通常の道路 （第5条第3項後段） <input type="checkbox"/>
		市街地区域内極少指定道路又 一方通行とされている道路 （第5条第3項前段） <input type="checkbox"/>
市街地区域外の道路	通常の道路 （第6条第2項） <input type="checkbox"/>	
	一方通行とされている道路又はその道路におおむね 300メートル以内の区間ごとに待避所のある道路 （第6条第1項） <input type="checkbox"/>	
	市街地区域外極少指定道路 （第6条第1項） <input type="checkbox"/>	

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

(道路管理者等)

印

